

「公民連携 公園利活用トライアル事業」実施に係る協定書（案）

京都市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、京都市●●公園（以下「●●公園」という。）における「公民連携 公園利活用トライアル事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的及び解釈）

- 第1条 この協定は、本事業について、甲乙の役割その他の本事業の円滑な実施に必要な事項を明らかにし、本事業が円滑に実施されることを目的とする。
- 2 本事業は、甲乙それぞれが信義に則り誠実に取り組むものとする。
- 3 本事業の実施については、都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、京都市都市公園条例、京都市都市公園条例施行規則並びにこれらの規定に基づく処分、本事業募集要項及び乙の提案書並びに甲乙協議のうえ変更することとした乙の提案書の事項に定めるもののほか、この協定の定めるところによる。

（事業概要）

第2条 本事業の実施概要は、次のとおりとする。

- (1) 期間 令和4年●月●日から令和5年●月●日まで
- (2) 場所 ●●公園の指定箇所
- (3) 内容 (提案書に基づき、実施内容を記載) 及び公益に資する取組(利用区域及び周辺の清掃活動 ほか)

（業務分担）

第3条 本事業の実施遂行に当たり、責任の明確化を図るため、次のとおり業務を分担する。

| | |
|---|---|
| 甲 | <ul style="list-style-type: none">・公園関係者への事前説明・調整・モニタリング・アンケート・意見及び要望への対応（公募及び本事業全般）・甲の自主広報媒体（広報紙、ウェブサイト及びSNS等）を中心とした広報活動、京都市政記者クラブ、地域等に対する広報資料の配布 |
| 乙 | <ul style="list-style-type: none">・提案書の実施及び実施のために必要な手続・意見及び要望への対応（運営及び販売物等、事業者に起因するもの）・事業実施報告書及び収支報告書の作成・提出・広報活動 |

(第三者による本事業の実施)

第4条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く。）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、第1条第3項に掲げる事項を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が本事業募集要項「応募資格条件」に定める事項に該当しないことを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を取らなければならない。

(売上還元金)

第5条 乙は、本事業において物品・飲食物の販売や、サービスの提供等、専ら営利を目的として行う活動（以下「営利活動」という。）を行った場合は、当該営利活動に係る売上還元金を甲が指定する期日までに甲に支払うものとする。

2 乙は、事業終了後速やかに営利活動に係る売上高についての報告書を作成し、事業終了後10日以内に提出しなければならない。

3 売上還元金は、営利活動に係る売上高に●%を乗じた額（税込み・1円未満切捨て）とし、前項の報告書に基づき算定することとする。

(安全確保等の措置)

第6条 乙は、本事業の実施に際し、安全確保に必要な人員を配置し、事故の未然防止に必要な措置及び事故発生時の連絡等、緊急体制の確保、並びに事後措置に関して万全を期することとする。

2 甲は、乙が前項に基づき実施する事故の未然防止の措置に、協力するものとする。

3 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態宣言」等が発出された状況下において、新型コロナウイルスに起因した社会的利益の保護のための措置として、甲は、乙に対し事業の中止を求める場合がある。この場合、乙はその要請に従うこととし、それにより生じる損害等について甲は一切の補償を行わない。

(その他)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、その都度定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
京都市長 門川 大作

乙 ●●●